

通所介護契約書（通所型サービス）

（以下「利用者」）とデイサービスえにし（以下「事業所」という。）は、事業者が

利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅におい

て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は、

事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和 7 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の

有効期間満了までとします。

2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申出がない場

合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って

「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説

明し、同意を得ます。

第4条（サービスの提供場所・内容）

1 通所介護の提供場所は「デイサービスえにし」です。

所在地および設置は「重要事項説明書」のとおりです。

2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って、通所介護を提供します。

3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その

場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

1 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録

票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。

利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記

録を閲覧できます。

- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができま

す。この場合、交付に要する実費を利用者に請求する事ができます。

第6条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙重要事項説明書に記載するとおりとします。なお、利

用者負担金は関係法令に基づいて定められる為、契約期間中に関係法令が改定された場合に

は、改定後の金額を適用するものとします。

- 2 利用料の支払い方法は翌月15日までに事業者へ振り込み及び現金での方法で支払いとします。

- 3 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、

事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除

する旨の催告をすることができます。

- 4 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支

援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保

険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

- 5 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、

文章によりこの契約を解除することができます。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時30分までに通知をすることによ

り、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時30分までに通知することなくサービスの中止を申し出

た場合は、事業者は、利用者に対し「重要事項説明書」に定める計算方法により、料金の全部ま

たは一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払と合わせ

て請求します。

- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合サービスを

中止することができます。この場合に取り扱いは「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより料金および食費等の単価

の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「重要事項説明書」を作成し、お互い

に取り交わします。

- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することによりこの契約を

解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を

解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合

は、予告期間以内の通知でも契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を

示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。

- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約するこ

とができます。

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約するこ

とができます。

① 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合に

は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合

② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大

な背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設・病院に入所・入院し2ヶ月以上利用できない場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第10条（秘密保持）

1 事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等におい

て、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身

体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対して損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰す

べき事由によらない場合には、この限りではありません。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な

場合は、速やかに主治医または協力医療機関、担当介護支援専門、ご家族等に連絡を取るなど必要な

措置を講じます。

第13条（連 帯）

1 事業者は、通所介護提供に当たり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービス

を提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、依頼のあったときこの契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合、あるいは第9条2

項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、

苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日	令和	年	月	日
事業者				
事業者名	合同会社 fika デイサービスえにし			
所在地	〒987-0426 宮城県登米市南方町大袋浦411			
代表者名	管理者 本吉 真弥 印			
利用者				
住所				
氏名	印			
代理人				
住所				
氏名	印			
続柄				

(利用者との関係)